

天童市の公共建築物等における木材の
利用促進に関する基本方針

天 童 市

平成25年12月



目 次

第 1	趣旨	1
第 2	公共建築物等における木材の利用促進の意義及び効果	1
第 3	公共建築物等における木材利用促進のための 施策に関する基本的事項	2
1	公共建築物等の木造化の推進	2
2	内装等の木質化の推進	2
3	その他の木材の利用の推進	2
4	木質バイオマスの利用促進	2
第 4	本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標	2
第 5	公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に 関する基本的事項	2
第 6	その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項	3
1	公共建築物等の整備	3
2	備品、消耗品等の購入	3

天童市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成25年12月27日策定

第1 趣旨

この方針は、本市の公共建築物等（以下「公共建築物等」という。）の整備において積極的に地域産材（※1）の利用を拡大するため、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市が整備する公共建築物等の木造化（※2）及び内装等の木質化（※3）等を促進するために必要な事項を定めるものとする。

※1 地域産材とは、主に本市の区域内及びその周辺地域の森林から生産された木材をいう。

※2 木造化とは、建築物における構造上重要な部分である柱、梁、桁等を木材主体で建築することをいう。

※3 内装等の木質化とは、建築物における構造上重要な部分以外の天井、床、壁等の室内に面する部分等に木材を使用することをいう。

第2 公共建築物等における木材の利用促進の意義及び効果

公共建築物等において、地域産材を本市が率先して利用する「地産地消」を促進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、中山間地域を始めとする地域経済の活性化及び雇用の創出につながるものである。

また、多くの市民が利用する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等を図ることにより、市民が木に触れ合い、木の良さを実感する機会を広く提供することが可能となり、地域産材について市民の理解を効果的に深めることができる。

さらに、この取組を通じて、住宅等の一般建築物における木材の利用拡大、建築物以外の公共工事の資材、各種製品の原料及び木質バイオマスエネルギーとしての利用などの波及効果も期待できる。

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

1 公共建築物等の木造化の推進

- (1) 木材利用を促進すべき公共建築物等は、法第2条第1項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていないものとする。

【木造化を推進する公共建築物等】

- ア 学校
- イ 社会福祉施設（児童福祉施設、高齢者福祉施設等）
- ウ 病院
- エ 運動施設（体育館等）
- オ 社会教育施設（図書館、公民館等）
- カ 市営住宅
- キ 市庁舎
- コ その他広く市民の利用に供される公共施設

(2) 本市以外の者が整備する建築物であつて、公共建築物等に準じる公共性の高い建築物について、本市は、可能な限り木材が使用されるよう働きかけるものとする。

2 内装等の木質化の推進

公共建築物等の内装等及び公共建築物等に備え付ける家具、備品、調度品等について、木材利用を促進する。

3 その他の木材の利用の推進

土木工事用資材（機能上支障のないものに限る。）について、木材利用を推進する。

4 木質バイオマスの利用促進

公共建築物等に暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器の導入に努めるものとする。

第4 本市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

第3第1項において木造化を推進すべき公共建築物等のうち、低層の公共建築物等（高さ13メートル以下、かつ、軒高9メートル以下、延べ床面積3,000平方メートル以下のものをいう。）については、新築、増築又は改築を行う場合は、原則として木造化によるものとする。

すべての公共建築物等において、内装等の木質化を促進するものとする。

公共建築物等で使用する木材については、地域産材を優先して使用するものとする。

第5 公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における地域産材の適切な供給の確保を図るため、本市及び関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上に努めるものとする。さらには、県や木材関連団体と連携し、地域産材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、地域産材の安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

本市は、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、必要な施策の推進を図るものとする。

第6 その他地域産材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備

木材を利用するに当たっては、使用目的に合う適切な品質を確保するとともに、設計上の工夫など効率的な木材調達等によって、建設コストの低減に努めるものとする。

公共建築物等を整備するに当たっては、建設コストのみならず、維持管理、解体、廃棄等のコストについても考慮した上で木材の利用に努めるものとする。

2 備品、消耗品等の購入

物品を購入するに当たっては、購入コスト並びに木材の利用の意義及び効果を総合的に判断し、木材を利用したものの導入に努めるものとする。

附 則

この方針は、平成25年12月27日から施行する。